

12月1日からの公共施設の利用等について

東京都から新たな方針が示されました。これを受けて公共施設の会議室等の利用等について変更いたします。

今回の措置の期限は、現在の維持すべきレベル（東京都のレベル分類でレベル1）の状況にある間です。ただし、今後の感染状況等により期間又は内容を変更する場合があります。

利用者の皆様におかれましては、ご不便をおかけしておりますが、新型コロナウイルス感染防止対策について、引き続きご協力をお願いいたします。（令和3年11月29日）

変更点

1 会議室等での飲食は、感染防止対策をして可能になります。

会議室等（調理室含む。）での飲食については、感染防止対策をしっかりと行っていただいた上で可能とします。大皿などで食べ物を共有することは避け、お食事中は黙食をお願いします。お食事終了後は、速やかにマスクをしてください。どうぞよろしくお願ひいたします。（飲酒は、引き続き禁止します。）

※ 児童センター（コロポックル）及び地域児童館は、引き続き館内での飲食は禁止です。（これまでの制限内容に変更はありません。各施設へお問合せください。）

※ 使用料の還付について

12月1日以降の予約のキャンセルについては、現在実施している新型コロナウイルス感染症を理由とする全額還付は終了させていただきます。

今後は通常の還付に戻ります。どうぞご理解いただけますようお願いいたします。

還付金額等は、予約している各施設にお問合せください。

引き続きお願いすること

1 会議室等の利用に際しては、感染防止対策をしっかりと行ってください。

感染防止対策をしっかりと行っていただいた上で、従来の利用可能定員まで可能としています。ただし、「大声を出す」「飛沫が飛ぶ」など感染の危機が想定される活動及び会議室・ホールなどの換気施設が十分でない、窓がない場合などは利用定員を制限いたします。（ご協力をお願いいたします。）

2 調理室の利用について

調理室については、会議室同様飲食も可能となりましたが、次のことも引き続きお願いします。

①感染防止対策をしっかりと行うこと。

②使用した調理器具及び食器等の備品類は、利用者が責任を持って利用時間内に洗浄又は消毒を行うこと。

☆ 感染防止の要は、利用者お一人お一人の行動と責任にかかっております。

感染防止対策については、別紙の「公共施設を利用される皆様へのお願い（新型コロナウイルス感染防止対策）」を参考にしてください。

☆ ご利用する際には、必ずご確認ください。

利用する施設によっては設備状況や特性などから、施設ごとに利用定員制限又は利用のルールを設けている場合がありますので、ご利用する前にお確かめください。

公共施設を利用される皆様へのお願い (新型コロナウイルス感染防止対策)

利用者の皆様には、新型コロナウイルスワクチンを2回接種していても、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の防止対策についてご協力をお願いいたします。

(令和3年11月29日)

- ・利用にあたっては、**マスクの着用**をしてください。
- ・利用前にご自身で、**検温**を行ってください。
- ・**発熱（平熱+1度以上の熱がある場合）**や風邪症状等、体調の優れない方は、利用を控えてください。
- ・利用前、休憩時及び終了時には、**手洗い等**を行ってください。
- ・代表者の方は、利用開始時及び利用中の**参加者全員の体調を確認**してください。
- ・万一感染者が出た場合の積極的疫学調査に備えて、代表者の方は参加者の**氏名・連絡先等を記録し提出**してください。(記入用紙は当日お渡しします。)
- ・人と人の**間隔を十分に確保（1m程度）**できる程度の人数でご利用ください。
- ・密閉空間とならないように、**30分毎に数分間換気**を行ってください。なお、換気中は休憩するなど、近隣の方に配慮して、なるべく音を出さないようにしてください。
- ・可能な限り、**近距離での会話や発声を避けて**ください。
- ・利用中の飲食は、感染防止対策をしっかりと行っていただいた上で可能です。大皿などで食べ物を共有することは避け、**お食事中は黙食**をお願いします。**お食事終了後は速やかにマスクの着用**をお願いします。
(飲酒は禁止です。)
- ・広範囲に**飛沫が飛ぶような活動や顔や身体を密接させる活動**は十分に予防対策を取り行ってください。

【お願い】 利用する施設によっては設備状況や特性などから、施設ごとに上記以外にも感染防止のためをお願いをする場合がありますので、予めご了承ください。